

# 使用済み自動車用鉛蓄電池の リサイクルについて

適正処理のための下取り方式



社団法人 **電池工業会**

新神戸電機株式会社 日本電池株式会社 古河電池株式会社 松下電池工業株式会社 株式会社ユアサコーポレーション

このパンフレットは再生紙を使用しています。資源を大切にしましょう。

# 環境保護・資源の有効活用のために リサイクルに取り組みます。

近年、地球環境を保護し健全な環境を次世代に引き継ぐこと、及び資源の再生化により地球上の限られた資源を有効活用することが重要な課題になっています。また、社会的にも関心は高まり、行政においても法規制が強化されております。

目覚ましい経済成長と質的生活レベルの向上で、自動車は私達の生活にとって欠くことのできない交通手段となっています。各蓄電池メーカーは長寿命・品質向上に努め、安心してご使用いただける商品開発の取り組みをしております。

しかし、使用済みになった自動車用鉛蓄電池は鉛を含んでおり、一般の廃棄物として捨ててしまうことは資源の有効利用・環境保護から好ましくなく、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」という)においても許されることはありません。本冊子は、お客様が使用済みになった自動車用鉛蓄電池を法に則り適正なリサイクルを行うため、販売店等の皆様にご理解を得、ご協力ご支援賜りますようお願いいたしました。

## 業界をあげて適正処理のため 「下取り方式」を拡充します。

「廃棄物処理法」の中で「事業者の協力」(法第6条の3)の条項が制定され、平成6年6月、蓄電池メーカーに対して、使用済み鉛蓄電池は、「必要措置要求物」(法第19条の2、「…事

業を行う者に…必要な措置を講ずるよう求めることができる。’)として、厚生省ならびに通商産業省から適正な処置を確保するよう要請を受けました。

### 要請内容

廃棄物の適正な処理を確保するために必要な措置を講ずることの要請について(廃棄物処理法第19条の2による要請)

- 自動車用鉛蓄電池及び二輪車用鉛蓄電池については、回収・処理に積極的に関与し、そのルート拡充に努めるとともに、販売店等が無償で引き取りを行う旨の広報を行うこと。
- 販売店に対し貴工業会会員会社が無償で引き取る旨の連絡を行うこと。(平成6年3月 厚生省 生衛 第244号)  
(平成6年6月 通商産業省 6機局第203号)

### (社)電池工業会の基本的な考え方

- 当局の要請を受け、平成6年3月、電池販売店による無償引き取りの広報の実施、平成6年10月、リサイクルプログラムを発表し、各蓄電池メーカーはインフラの整備を図りながら、順次リサイクル事業をスタートさせてまいりました。
- これを基盤に、「蓄電池メーカー各社は、使用済み自動車用鉛蓄電池の回収責任主体として、回収に積極的に関与し、排出見合いを回収し、回収見合いの再生鉛を購入する」の方針を確立し、適正処理の為に「下取り方式」を導入し、リサイクルを拡充させます。(本冊子で自動車用鉛蓄電池には、二輪車用鉛蓄電池を含みます)

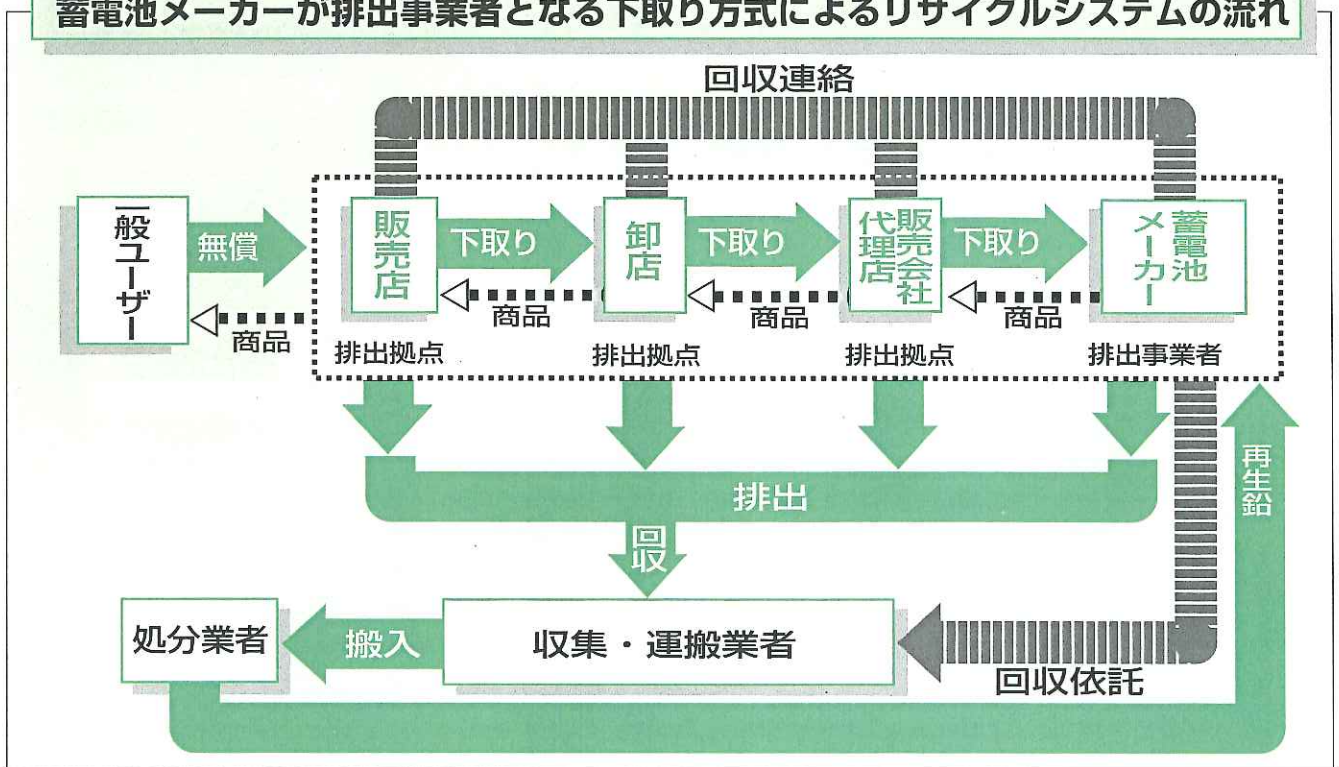


# 蓄電池メーカーは、使用済み自動車用鉛蓄電池を 下取り方式で回収し、リサイクルします。

(社)電池工業会は、通商産業省のご指導を得て、使用済み自動車用鉛蓄電池の「適正な処理」について、ご販売店が一般ユーザーから無償お引き取りいただいた使用済み自動車用鉛蓄電池を、逆流通で収集回収する蓄電池メーカーが排出事業者となる「下取り方式」を採用し、リサイクル型社会構築への要請に積極的に対応しております。

※蓄電池メーカーが排出事業者となる「下取り方式」とは！  
ご販売店が一般ユーザーから無償で引き取りいただいた使用済み自動車用鉛蓄電池を蓄電池メーカーが排出事業者となり、逆流通で収集回収し、適正な処理を行うリサイクルシステムです。

## 蓄電池メーカーが排出事業者となる下取り方式によるリサイクルシステムの流れ



### リサイクル協力店とは…

「下取り方式」によるリサイクルシステムの円滑な運営を行うために、使用済み自動車用鉛蓄電池を買い換え時などに、下取り窓口となって、無償回収いただく、すべてのご販売店を「リサイクル協力店」といいます。

※ステッカー、ポスターの店頭表示をお願いしますので、取り引きメーカーにご相談ください。

### 排出拠点とは…

- リサイクル協力店のうち、取り引きメーカーが定めた一定数量以上の使用済み自動車用鉛蓄電池を一般ユーザーから下取りしていただける販売店を「排出拠点」といいます。
- 「排出拠点」は、一定数量を下取り保管していただいた時点で、取り引きメーカーに回収連絡をしていただければ、委託収集運搬業者を手配して、下取り品の回収を行います。

●リサイクル協力店のステッカー



使用済みバッテリーの  
リサイクルにご協力下さい

●回収依頼は、回収業者へ行ってください。  
●回収依頼は、回収業者へ行ってください。  
●回収依頼は、回収業者へ行ってください。

地域環境の美化のためにもあなたの協力をお願いします

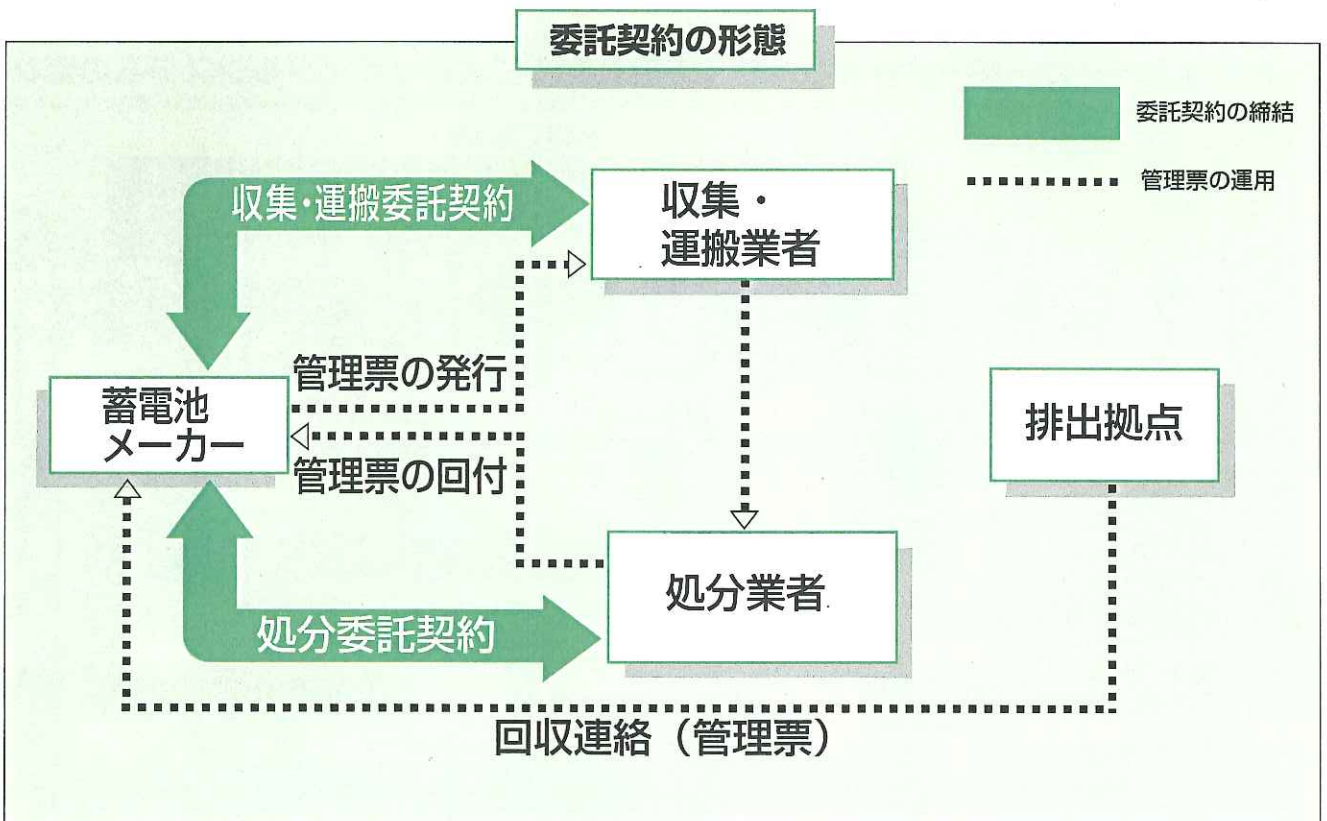
●リサイクルにご協力ください。ポスター

電池工業会  
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1  
TEL: 03-5561-1111 FAX: 03-5561-1112

「排出拠点」以外のご販売店は、新しい商品をお仕入れされる際に、取り引きのある卸店、特約店、代理店へ使用済み自動車用鉛蓄電池を無償でお引き渡しねがいます。(卸店、特約店、代理店の収集・運搬業の許可は、不要になります。※)  
※新しい商品を販売する際に商慣習として同様の商品で使用済みのものを無償で引き取り収集・運搬する下取り行為については、収集・運搬の許可は不要。(平成5年3月31日厚生省通知 衛産36)

# 使用済み自動車用鉛蓄電池を適法に処理するためには……

- (1) 蓄電池メーカーは、下取りした使用済み自動車用鉛蓄電池の収集・運搬ならびに処分に関して、専門業者と委託契約を締結して、処理する必要があります。
- (2) 適正処理の状況を把握する為に管理票(マニフェスト)の発行・運用が必要になります。



## 使用済み鉛蓄電池下取処理マニフェスト

A票（排出事業者用）

受付日 年 月 日 受付番号           

排出拠点（ <input type="checkbox"/> 小売店、 <input type="checkbox"/> 卸店、 <input type="checkbox"/> 販売会社）		
所在地		
社名		
連絡先	TEL	FAX
伝票作成	年 月 日	
担当者		

地域販売会社		
所在地		
社名		
担当部門	部門	担当者
連絡先	TEL	FAX



下取回収依頼量			
数量	合計	個	重量
			kg
		引取要望日	年 月 日

下取受託会社	
所在地	
社名	
担当部門	
連絡先	TEL FAX

受託処理業者
①収集運搬業者(B票へ)
②処分業者(C票へ)



\*収集・運搬業者へ引渡し時にB票の確認印欄に押印願います。

B票（収集・運搬業者用）

収集・運搬業者	
所在地	
社名	
連絡先	TEL                      FAX
積替・保管	1. 有                      2. 無
車両番号	
再委託*	1. 有                      2. 無

再委託収集・運搬業者*	
所在地	
社名	
連絡先	TEL                      FAX
積替・保管	1. 有                      2. 無
車両番号	

\*収集・運搬業者が再委託する場合に記入。

引受日	年 月 日
数量*	個
重量*	kg

受領印・受領者氏名	排出者確認印

\*A票の回収依頼量と差異がある場合に記入。

引受日	年 月 日
数量*	個
重量*	kg

受領印・受領者氏名	排出者確認印

\*A票の回収依頼量と差異がある場合に記入。

C票（処分業者用・委託会社送付用）

処分業者	
所在地	
社名	
連絡先	TEL                      FAX

引受日	年 月 日
重量	kg
受領済・受領者氏名	

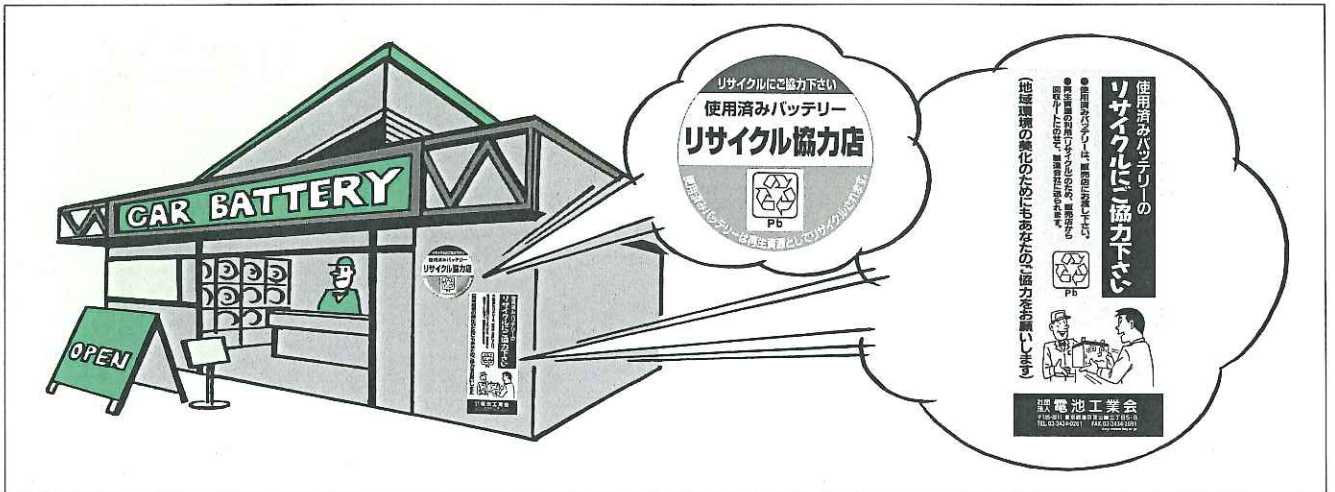
委託会社確認印
年 月 日

\*処分業者は引受完了後、搬入業者（収集・運搬業者）ならびに委託会社へ下取処理マニフェストを送付する。

\*処分完了報告は、別途作成の上、委託会社へ送付する。

# 「リサイクル協力店」の皆様へのごお願い!

- 一般ユーザーから引き取り要請のあった使用済み自動車用鉛蓄電池を無償でお引き取りください。
- 一般ユーザーに使用済み自動車用鉛蓄電池の引き取り拠点を明確にする為、リサイクル協力店のステッカーを店頭提示して下さい。



# 「排出拠点」の皆様へのごお願い!

- 排出拠点としてのご販売店は、一定数量保管された時点で、取り引きメーカーに管理票（マニフェスト）で回収連絡をお願いいたします。
- 回収連絡により、取り引きメーカーは、委託契約した収集・運搬業者に回収依頼を行い、委託収集・運搬業者が回収にまいります。

